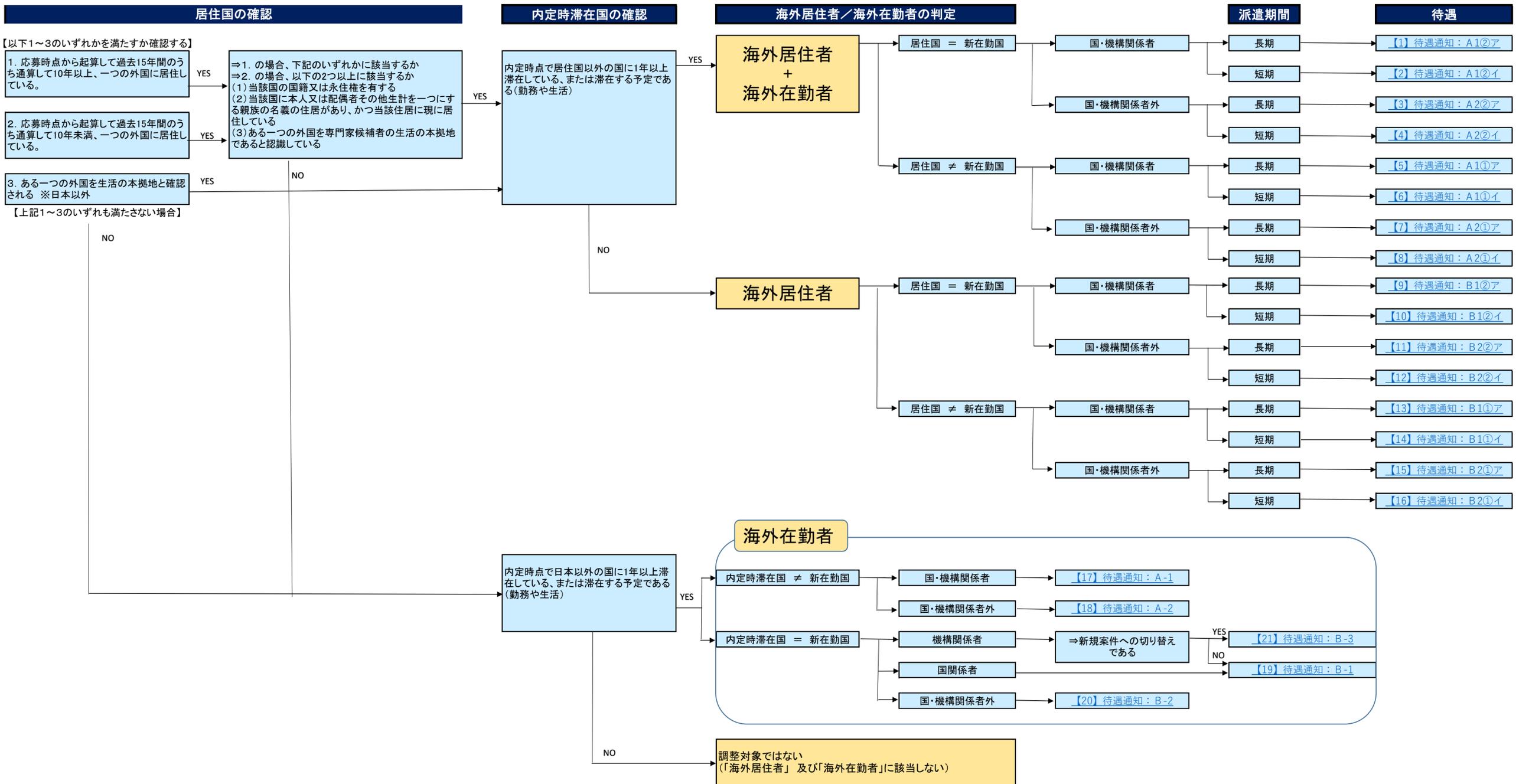


※貴殿の海外居住／在勤状況等を勘案し、当機構の規程に基づき待遇を決定いたします。また、支給される手当等は、派遣国、随伴する家族構成、格付等により異なります。より具体的な待遇については、専門家内定時にご案内する「長期派遣専門家の手引」等をご確認ください。またJICA専門家の待遇の概要はこちらをご確認ください。
https://partner.jica.go.jp/contents/pdf/specialist_treatment.pdf

★海外居住者・海外在勤者 簡易判定フローチャート



- 【用語補足】
- 海外居住者：日本以外の国に生活拠点があるとみなされる者(要件に該当する必要あり)
 - 海外在勤者：「海外居住者」には該当しないが、派遣が内定した時点で海外に1年以上滞在又は滞在する予定がある者
 - 居住国：日本以外で生活の本拠地とみなされる国
 - 内定時滞在国(旧在勤国)：専門家として派遣が内定した日における滞在国(在勤国)
 - 新在勤国：専門家として赴任する在勤国
 - 新規案件への切り替え：現在専門家として従事している業務終了日の翌日から、一旦本邦に帰国せず、新しい案件に従事すること。
 - 国・機構関係者：国関係者とは、大使館等に勤務し、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)に定める支度料及び移転料の支給を受けた方。機構関係者とは、専門家、業務調整員、企画調査員、在外健康管理員、支所長等として赴任されていた方々を指す(コンサルタントは含まない)。それ以外の場合は、「国・機構関係者外」の扱いとなる。
 - 派遣期間：長期は12ヶ月以上、短期は12ヶ月未満